蟹江町まちづくり推進事業交付金事務手続き

提出先：蟹江町役場　ふるさと振興課

小学校区・町内会	蟹江町
①　交付申請（事業に着手する14日前までに提出） □　交付申請書（様式第１号） □　事業計画書（様式第２号） □　収支予算書（様式第３号）	②　交付決定 □　交付決定通知書（様式第４号）
③　実績報告（事業完了日から30日以内もしくは翌年度４月５日のいずれか早い日までに提出） □　事業実績報告書（様式第９号） □　事業報告書（様式第10号） □　収支決算書（様式第 11 号） □　支出の内容がわかる資料、領収書及び記録写真その他実施内容が確認できる資料	④　交付額確定 □　交付額確定通知書（様式第12号）
⑤　請求書 □　請求書（様式第13号） □　振込口座の通帳の写し	⑥　振込 請求書提出から１か月以内。

■　事業が変更になった場合

（変更申請） □　事業変更申請書（様式第６号） □　新旧対照表（任意様式）	（事業変更決定） □　事業変更決定通知書（様式第７号）
（実績報告） ③実績報告以降上記同様の手続き	

■　事業が中止になった場合

（事業中止届） □　事業中止届出書（様式第８号） □　③の提出書類一式	④交付額確定以降同様の手続き